

# 明治安田生命

## 安城市と明治安田生命保険相互会社との 公民連携を通じた地域活性化に関する事業連携協定書 (通称:公民連携協定)

安城市(以下、「甲」という。)と明治安田生命保険相互会社(以下、「乙」という。)は(以下「両者」という。)、次のとおり地域活性化に関する事業連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、公民連携による活動を通じてSDGsの推進及び地域の 活性化に寄与することを目的とする。

### (連携協力事項)

- 第2条 前条の目的を達成するため、両者は、次に掲げる事項(以下「連携協力 事項」という。) について連携協力するものとする。
- (1)「すべての人に健康と福祉を」に向けた取組に関すること。
- (2)「パートナーシップで目標を達成しよう」に向けた公民連携の取組に関すること。
- (3) SDGsの普及啓発に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項。

#### (個別の事業等)

第3条 連携協力事項に関して実施する事業の具体的な内容、実施方法等については、両者協議の上、別に定めるものとする。

### (秘密保持)

- 第4条 両者は、連携協力事項に関連して知り得た両者の秘密(秘密である旨の意思表示がなくとも明らかに秘密と認められるものを含む。)を漏らしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、安城市は、前項の秘密であって安城市情報公開条例(平成12年安城市条例第49号)第2条第2号に規定する公文書に記載されたものを、同条例第7条から第9条までの規定により開示しなければならない場合は、同条例第15条第1項及び第2項の規定による意見聴取並びに同条第3項の規定による通知を相手方にした上で、当該秘密開示することができる。
- 3 両者は、法令又は条例に基づく場合を除き、第2条に掲げる事項の実施により知り得た個人情報を第1条の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供(漏洩を含む。)してはならない。
- 4 両者は、この協定の期間満了又は協定の解除により効力を失った後も、前 3項に定める秘密保持の責務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承 諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、本協定の期間満了日の1か月前までに、両者いずれからも本協定の改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更)

第6条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のう え、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

(協議)

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両者協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、2者押印の上、各々その1 通を保有するものとする。

令和5年3月24日

甲 愛知県安城市桜町18番23号

安城市 安城市長 三星 元人

乙 爱知県刈谷市大手町四丁目35番地

明治安田生命保険相互会社 刈谷支社支社長 十屋 和哉